

議決権種類株式の上場に関する制度の整備について

趣旨

当取引所では、上場制度総合整備プログラム2007において、議決権に関する種類株式（以下「議決権種類株式」という。）の上場制度の整備を課題の一つに挙げております。これは、平成13年の商法改正により種類株式の発行が大幅に自由化され、当該株式を利用した資金調達へのニーズが高まる一方、現行の種類株式の上場制度としては、上場会社の優先株に関する制度が存在するのみで、その他の種類株式の上場制度について未整備の状況であったことが背景にあります。

議決権種類株式は、通常より少ない出資割合で会社の支配権を維持する手段として利用することが可能であり、コーポレート・ガバナンスに歪みをもたらす可能性が高いものであることから、当取引所ではこれを必ずしも望ましいものとはいえないと考えております。しかしながら、法的に自由な種類株式の設計が認められ、これを利用した資金調達のニーズも存在する一方で、これによってこれまでよりも多様な投資対象を投資者に提供することが可能となることから、当取引所では、株主の権利を尊重したスキームの議決権種類株式について上場の途を開くこととするなど、所要の制度整備（ ）を行うこととします。

本制度は、内国株券を前提としています。外国会社が発行する当該株式に類似した商品の上場については、現行制度の枠組みの中で、本制度の基本理念を尊重しつつ、当該外国会社の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して個別に判断することとします。

本制度は、内国株券を2種類発行している会社を前提としたものであり、3種類以上発行している場合には、既存株主が害されることのないよう個別に判断することとします。

概要

項目	内 容	備 考
1. 上場対象	<ul style="list-style-type: none"> ・当取引所が上場の対象とする議決権種類株式の範囲は、以下のとおりとします。 <p style="margin-top: 20px;">(a) 上場会社の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無議決権株式 	<ul style="list-style-type: none"> ・「議決権種類株式」とは、内国株券のうち、無議決権株式（完全無議決権株式及び取締役の選解任その他の重要な事項について議決権のない株式をいう。以下同じ。）議決権の多い株式及び議決権の少ない株式をいうこととします。 <p style="margin-top: 20px;">既に上場している普通株式に加えて、無議決権株式を上場することが可能になります。</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>(b) 新規上場申請者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無議決権株式 ・議決権の多い株式と議決権の少ない株式を発行している会社による議決権の少ない株式 	<p>新規上場時に無議決権株式のみを上場すること又は普通株式と並行して上場することが可能になります。</p> <p>新規上場時に議決権の少ない株式のみを上場することが可能となります。一方、議決権の多い株式と並行して上場させることについては、投資者へのわかりやすさの観点から、当面の間、対象とはしないこととし、今後の検討事項とします。</p>
2 . 上場制度 (1) 上場審査 形式審査	<ul style="list-style-type: none"> ・議決権種類株式に係る上場制度は、以下に掲げる事項のほか、内国株券等に関する上場制度に準じるものとします。 ・形式審査は、従来の内国株券等に関する形式審査項目（上場会社による申請の場合には申請銘柄の発行者に係る基準を除く。）によるものとし、申請銘柄ごとに行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・議決権種類株式のうち非参加型優先株式については、従来の優先株等に関する上場制度をもとに、株主保護のための所要の改正を行います。
実質審査	<ul style="list-style-type: none"> ・実質審査は、従来の内国株券等に関する実質審査項目に加え、議決権種類株式のスキームが株主の権利を尊重したものであることを要する（上場会社の申請による場合には従来の実質審査項目を除く。）ものとします。 ・次に掲げる要件を全て満たすものについて「株主の権利を尊重したもの」として取り扱うこととします。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 極めて小さい出資割合で会社を支配する状況が生じた場合に議決権種類株式のスキームが解消できる見込みのあること。 (b) 種類株主間の利害が対立する状況が生じた場合に議決権種類株式の株主が不当に害されないための保護の方策をとることができる状況にあると認められること。 	<p>上場審査では、実質審査項目である「その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項」の具体的な内容の一つとして審査します。</p>

項目	内 容	備 考
(2) 一部指定・指定替え	<p>(c) 支配株主が存在する場合は、支配株主と議決権種類株式の発行者の利益相反取引が行われる場合に少数株主の保護の方策をとることができる状況にあると認められること。</p> <p>(d) 議決権の少ない株式の上場の場合は、議決権の多い株式の譲渡等のときに議決権の少ない株式に転換する条項が付されていること。</p> <p>(e) 議決権種類株式に優先配当が交付されることとなっている場合、原則として、議決権種類株式の発行者が当該銘柄に係る剰余金配当を行うに足りる利益を計上する見込みがあること。</p> <p>(f) その他株主及び投資者の利益を侵害するおそれがあまり認められる状況ないこと。</p> <p>・議決権付株式と無議決権株式が同時に上場している場合は、無議決権株式を議決権付株式と同一の市場区分に指定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「支配株主」とは、親会社のほか、議決権の過半数を直接又は間接に保有する者として当取引所が定めるものをいいます。 優先配当がなされないときに、議決権が復活する仕組みとなっている場合は、議決権が復活するタイミングや優先配当の不払い分について累積するか否か等を考慮して、当取引所が適当と認める場合、(e)に替わるものとして取り扱います。 新規上場の際の直接一部指定についても同様に取り扱います。
(3) 上場管理	<ul style="list-style-type: none"> 上場無議決権株式の発行者は、無議決権株式の株主に対して議決権付株式の株主向け書面（議決権行使書面及び委任状を除く。）を交付すべきことを企業行動規範に規定します。 	
(4) 上場廃止	<ul style="list-style-type: none"> 上場議決権種類株式は、議決権付株式が上場廃止となる場合に上場廃止となるほか、内国株券等の上場廃止基準に準じた基準とします。 上場議決権種類株式が「株主の権利を尊重した」スキームとはいえなくなったと当取引所が認めた場合は、上場廃止基準に定める「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されている場合」に該当するものとして取り扱います。 	<p>スキームの内容によっては、株主の権利の不当な制限に係る上場廃止基準に抵触するおそれがありますので、当該スキームを変更する場合には事前相談を要します。</p>

項 目	内 容	備 考
3 . 売買制度	・売買制度は、従来からの株券の売買に係る制度に準じた制度とします。	
4 . 決済制度	・証券保管振替機構における口座振替により行います。	

以上